

ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル協議会（以下「協議会」という。）と
いう。

(目 的)

第2条 協議会は、「ふじのくにバーチャル・メガ・ホスピタル（以下「ふじのくにねっと」と
いう。）」の管理、運営及び拡張を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 「ふじのくにねっと」及び同管理センターに関すること。
- (2) 地域 I C T 人材の活用及び育成に関すること。
- (3) その他「ふじのくにねっと」を管理、運営及び拡張する上で必要と認める事項の協議に関するこ
と。

(会 員)

第4条 協議会の会員は、次の3種とする。

- (1) 一般会員 この協議会の目的に賛同して入会した個人及び団体とし、開示施設の一般会員を
開示施設会員、参照施設の一般会員を参照施設会員、自治体の一般会員を自治体会員、法人
の一般会員を法人会員とする。
- (2) 賛助会員 この協議会の事業を賛助するため入会した個人及び団体
- (3) S N S 会員 この協議会の事業のうち、ふじのくにS N Sのみを利用する個人

(入 会)

第5条 一般会員及び賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書に
より、会長に申し込むものとし、理事会の承認を受けなければならない。

2 会長は、前項のものの入会が認められないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人
にその旨を通知しなければならない。

(利用料)

第6条 一般会員及び賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める利用料を支払
わなければならぬ。

(役員の種別及び選任)

第7条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人

(3) 理事（会長及び副会長を含む。）若干名

2 会長及び副会長は、総会において選任する。

3 理事は、会長が指名する。

（役員の職務）

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、任期半ばで役員が交代するときは、後任役員の任期は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

2 役員は、再任されることができる。

（会議の種別）

第10条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

（総会）

第11条 総会は、一般会員及び賛助会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集するものとし、毎年1回以上開催し、この協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

3 総会の議長は会長とする。

4 総会は、一般会員の過半数が出席しなければ開催することができないものとする。ただし、委任状または書面表決書を提出した一般会員は、出席者とみなすものとする。

5 総会の議決は、出席一般会員の過半数をもって決する。

（理事会）

第12条 理事会は、会長、副会長その他の理事をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

3 役員は、役員以外の者を理事会に代理出席させることができる。この場合において、代理出席者は、理事会において役員と同一の権限を有する。

4 必要に応じ、役員以外の者を出席させることができる。ただし、この者は議決に加わることはできない。

5 理事会の議長は会長とする。

- 6 理事会は、役員の過半数が出席しなければ開催することができないものとする。ただし、書面表決書を提出した理事は、出席者とみなすものとする。
- 7 理事会の議決は出席役員の過半数をもって決する。

(部 会)

第 13 条 必要に応じ、協議会に専門部会を設置することができる。

(退会及び除名)

- 第 14 条 会員は、会長に書面を提出した上で、退会することができる。
- 2 会長は、次のいずれかに該当する場合、理事会の承認を得て、会員を除名することができる。
 - (1) 本会則の各条項を逸脱し、会員としてふさわしくないと認められた場合
 - (2) 本会の名誉を著しく傷つけ、あるいは本会に損害をかけた場合
 - (3) 利用料を滞納した場合

(会則の変更)

第 15 条 本会則を変更しようとするときは、理事会に提案し、その議決を経なければならない。

(庶 務)

第 16 条 協議会の庶務は、静岡県立病院機構において処理する。

(その他)

第 17 条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この会則は、平成 23 年 8 月 29 日から改定・施行する。
- 3 この会則は、平成 24 年 10 月 15 日から改定・施行する。
- 4 この会則は、平成 27 年 3 月 3 日から改定・施行する。
- 5 この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から改定・施行する。
- 6 この会則は、平成 29 年 2 月 27 日から改定・施行する。
- 7 この会則は、平成 31 年 4 月 1 日から改定・施行する。